

令和4年2月28日

受入企業の皆様へ

堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会

会長 隈元 英輔

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を踏まえた 令和4年度インターンシップ受入ガイドライン

日頃より、堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会（以下「協議会」）の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

国・大阪府における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を踏まえ、令和4年度インターンシップの実施については、下記の点にご留意の上、運用するものとします。

受入企業の皆様方におかれましては、趣旨をご理解の上、学生の受入れにご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 基本方針

#### ■インターンシップの実施について

原則として、企業・学生それぞれの自己責任のもとで取り組むことを基本とします。

#### ■インターンシップの実施形態について

インターンシップの新たな形として、従来の対面型（※1）に加え、リモートでの実施も可能です。実施にあたっては、「対面型のみ」、「リモートのみ」に加え、「対面型とリモートの併用」も可能とします。

※1 学生が企業のオフィスや現場等に赴く形式のインターンシップをいう。（リモートではないもの）

#### ■インターンシップの開催について

次の場合は、インターンシップの開催を延期・中止／参加不可とします。延期・中止の場合は、個別ケースを除き、協議会WEBサイトにて通知します。

※リモートのみで実施するものを除く

- ①大阪府への「緊急事態宣言」や「自粛要請」が発令された場合。
- ②学生在住地域又は実習先までの経路に、「緊急事態宣言」や「自粛要請」が発令された場合。
- ③企業（受入担当者）／学生（参加学生）が下記「チェック項目」のいずれかに当てはまる場合。
- ④その他、事務局が開催・参加困難と判断した場合。

#### 【チェック項目】

- 体温が37.5℃以上の場合（または平熱を1℃以上超える場合）
- 咳、倦怠感等風邪の症状がある場合、味覚・嗅覚の異常がある場合
- ご自身・ご家族や身近な人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
- 海外渡航歴があり帰国後2週間を経過していない場合

## 2. インターンシップ開催期間中

### (1) 国の「新しい生活様式」等に基づいた感染拡大防止対策について

インターンシップ開催期間中については、国の「新しい生活様式」等に基づいた、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

- ・ 「3密」の回避（密集・密接・密閉）
- ・ 身体的距離の確保（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける）
- ・ まめに手洗い・手指消毒
- ・ マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ・ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）
- ・ 毎朝の体温測定、健康チェック

（国の「新しい生活様式」等から抜粋）

### (2) 実習期間中に受入れ企業従業員又は参加学生に発熱や風邪症状等がある場合の対応について

インターンシップの受入れ企業の従業員又は参加学生に、発熱や風邪等の症状がある場合は、即座に研修を中断・隔離し、かかりつけ医またはお近くの医療機関に電話等でご相談いただき、その指示に従ってください。相談・受診する医療機関が見つからない場合は、新型コロナ受診相談センター（TEL：072-228-0239）までお問い合わせください

### (3) その他、研修の中断等について

その他、参加学生等の体調不良など、研修の中断が適切と判断される場合は、医療機関を受診させるなど、適正に対処願います。中断等の事案が発生した場合は、協議会までご連絡ください。

## 3. インターンシップ終了後～2週間以内

受入れ企業の従業員又は参加学生に、発熱や体調不良等の症状がみられた場合は、協議会まで至急ご連絡ください。

## 4. その他

参加学生に対して、別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止について（学生の皆さんへ）」を協議会から事前に周知いたしますが、受入企業においても研修初日に再度周知をお願いします。

以上